

瀬戸市公金取扱金融機関に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 3 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 9 号

瀬戸市公金取扱金融機関に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市公金取扱金融機関に関する規則（昭和 39 年瀬戸市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（事務の範囲）</p> <p>第 4 条 指定代理金融機関及び収納代理金融機関は第 1 条に規定する公金の収納の事務を、指定代理金融機関は同条に規定する公金の支払の事務の一部を取り扱うものとする。</p> <p>（担保）</p> <p>第 5 条 指定金融機関は、常時市長が定める額の現金又は担保品を提供しなければならない。</p> <p>2 <省略></p> <p>（取扱手数料の交付）</p> <p>第 8 条 指定金融機関及び指定代理金融機関に対する事務取扱手数料については、別に契約で定める額を交付する。</p>	<p>（事務の範囲）</p> <p>第 4 条 指定代理金融機関及び収納代理金融機関は、<u>市県民税、その他の市税及び公金の収納事務</u>を取り扱うものとする。</p> <p>（担保品）</p> <p>第 5 条 指定金融機関は、常時市長が定める額の担保品を提供しなければならない。</p> <p>2 <省略></p> <p>（取扱手数料の交付）</p> <p>第 8 条 指定金融機関に対する<u>事務取扱手数料として</u>、別に契約で定める額を交付する。</p>

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。